

諮問番号： 平成30年度諮問第2号

答申番号： 平成31年度答申第2号

答申日： 令和元年10月29日

事件名： 「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」に係る資料等及び同研修会に指導者として出向いた市教育委員会の職員の職名・氏名並びに担当校長の氏名が判別できる文書等についての不存決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる5文書（以下「本件対象文書」という。）につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、上尾市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる、別紙に掲げる5件の非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、教育長の公用車使用について別途情報公開を求めたところ、「車両運転日報」により、同教育長が平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」（以下、研修会）に出席したことを知り得た。教育長が公用車を使用し当該研修会に赴いたことは、すなわち公務であることから、実施機関に対して当該「研修会開催文書または研修会の内容が判別できる文書・資料」の公開を求めたところ、上述の研修会開催文書を入手した。そこで審査請求人は、公開された当該研修会開催文書の内容について知りたいと考え、平成30年9月18日に本件対象文書1～5の5種類の文書・資料等についての情報公開請求をおこなったところ、そのいずれについても、本件処分により、「不存」の非公開処分通知を受けた。

研修会の開催文書を公開しているにもかかわらず、それに付随する文書・資料等が「不存」という実施機関の「公開できない理由」は、極めて不自然であり、「市民に対する説明責任」という点でも全く不十分である。

請求人が情報公開請求した文書・資料等は、いずれも当該研修会の際に出席者に示されているのが極めて自然であると考えられ、それらの文書・資料等について実施機関が保有していることは明白であることから、上記の非公開処分

を取り消し、公開処分を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件処分1について

公開された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」開催文書によると、池野教育長に対して、4月14日に当該研修会にあたり出席依頼をしており、それを受け、池野教育長は、公務として公用車を使用し、会場に出向いたことが公用車の「車両運転日報」により明らかになっている。また、当該開催文書の文言から、「学校教育部の指導」並びに「上尾市小・中学校長会」の協力のもとに、研修会を実施するとしている。

つまりこの研修会は、教育長が公務として出席したものであり、さらに、市教委事務局の学校教育部が指導していると記載されており、そのためこの文書を実施機関が保有していることから、審査請求人が求めた文書として公開処分とされたものである。

客観的に考えて、研修会の開催文書が公開の対象となり、一方で同研修会において配布された文書・資料等で実施機関が保有しているものは「不存在」などということは到底考えられず、配布された文書等を実施機関が保有していることは明白である。

もしもそうした文書・資料等が不存在ということになれば、当日の研修会は当該研修会の開催文書のみが配布され、レジメも資料も全く無い研修会ということになってしまう。そのようなことはどう考えてもあり得ない。

以上のことから、審査請求人の求める本件対象文書1を公開するよう求める。

(2) 本件処分2について

審査請求人は「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」開催文書が公開処分とされ、その通知が8月31日に手交された際、担当者である市教委事務局学務課の〇〇〇〇氏より、当該研修会に市教委から誰が出席したのかと尋ねたところ、司会を担当した〇〇氏の他、市教委から〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、また、上尾市内小中学校長5名が出席した旨回答を得た。

〇〇氏のこの回答は、「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」開催文書の文言にある、「学校教育部の指導」並びに「上尾市小・中学校長会」の協力のもとに開催された研修会であることを裏付けるものでもある。

当該研修会は、単に開催通知のみが配布された研修会ではなく、「学校教育

部の指導」がある以上、どう考えてもその指導にかかわる文書や資料等があるのは当然であり、「指導者」である実施機関はそれらの文書・資料等を保有しているはずなので、審査請求人の求める本件対象文書2を公開するよう求める。

(3) 本件処分3について

当該開催文書の文言には、「学校教育部の指導」並びに「上尾市小・中学校長会」の協力のもとに、研修会を実施する、としている。

学務課〇〇氏の説明から、市内の校長は5名参加していることから、参加した校長の氏名・学校名は配布された文書・資料に記されているか、もしくは次の本件処分4とのかかわりで、「記録」またはそれに類した文書等に残されていると考えるのが極めて自然である。以上のことから、請審査請求人の求める本件対象文書3を公開するよう求める。

(4) 本件処分4について

「上尾市学校管理運営研修会」は、開催文書にある文言から、また、教育長が公務として出席していることから考えれば、今年度のみ単独に開催される研修会ではなく、過年度も含め、従前から毎年度実施されており、来年度以降も引き続き実施されるであろうことは容易に推測される。

継続して毎年度開催するために必要になるのは、「どのような内容で研修会をおこなったか」という「記録」であることは自明である。そうした記録が無く、実施機関も保有していないとすれば、次年度の研修会開催に支障をきたすことは明らかである。

もしも「記録」を実施機関が保有していなければ、「実施機関としてどう指導したらよいか」の過去の記録も目安もないことになってしまう。以上のことから、審査請求人の求める本件対象文書4を公開していただくよう求める。

(5) 本件処分5について

審査請求人は、開示された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」開催文書自体が「どのように配布されているか」が判別できる文書・資料等、およびその費用がどこから捻出されているか判別できる文書を求めたところ、それに対しての処分は「文書不存在」であったが、実施機関として当該開催文書を開示したということは、何らかの手段により当該文書を入手したことになる。審査請求人は引き続き本件対象文書5の開示を求めるが、審査請求人が情報公開

請求の際「もし資料等が無い場合は、口頭にてご教示ください」と述べているにもかかわらず、実施機関はそうした対応はしていない。よって、審査請求人が求めた誠実な対応をお願いする。

第3 実施機関の弁明の要旨

1 実施機関の主張

開催文書については、上尾市学校管理運営研修会会長から上尾市教育委員会教育長宛に送られた文書であり、上尾市教育委員会が保有していた文書であったため開示したものであって、本件対象文書（1～5）は、いずれも存在しないことは事実である。よって、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分1について

審査請求人は、「客観的に考えて、開催文書が公開の対象となり、一方で、平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」で配布された文書・資料等で上尾市教育委員会が保有しているものは「不存在」などということは到底考えられず、配布された文書等を市教委が保有していることは明白です。」と主張する。しかしながら、当該研修会は、上尾市小学校長会及び中学校長会が主催する研修会であり、上尾市教育委員会が作成、保管している文書・資料等はなく、審査請求人が求めている文書、資料が存在しないということは、事実である。

(2) 本件処分2について

審査請求人は、「当該研修会は、単に開催通知のみが配布された研修会ではなく、「学校教育部の指導」がある以上、どう考えてもその指導にかかわる文書や資料等があるのは当然であり、「指導者」である市教委はそれらの文書・資料等を保有しているはず」と主張する。しかしながら本件処分1に対する主張と同じ理由により、審査請求人が求めている文書、資料が存在しないということは、事実である。

(3) 本件処分3について

審査請求人は、「参加した校長の氏名・学校名は配布された文書・資料に記されているか、もしくは次の（4）とのかかわりで、「記録」またはそれに類した文書等に残されていると考えるのが極めて自然です。」と主張する。しかしながら、審査請求書3請求の趣旨及び理由の【理由】(1)に対する主張と同じ

理由により、審査請求人が求めている文書、資料が存在しないということは、事実である。

(4) 本件処分4について

審査請求人は、「もしも「記録」を市教委が保有していなければ、「市教委としてどう指導したらよいか」の過去の記録も目安もないことになってしまいます。」と主張する。しかしながら、本件処分1に対する主張と同じ理由により、審査請求人が求めている文書、資料が存在しないということは、事実である。

(5) 本件処分5について

審査請求人は、「市教委として当該開催文書を開示したということは、何らかの手段により当該文書を入手したことになります。」と主張する。開催文書は上尾市学校管理運営研修会会長から上尾市教育委員会教育長宛に送られた文書であり、上尾市教育委員会が保有していた文書であったため、開示した。

第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年9月21日、条例第6条第1項の規定により本件対象文書1～5についての公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成30年10月5日に、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書1～5について、いずれも保有していないことを理由に本件処分1～5を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分1～5を不服として、平成30年12月13日に実施機関に対して、本件処分1～5を取り消し、本件対象文書1～5の公開を求めるため、本件審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、平成30年12月26日に審査請求人に弁明書を送付し、当該弁明書の写しを添えて審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年 1月 4日	実施機関より、諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年 1月29日 (審査会 1回目)	進捗状況の報告

平成31年 2月12日	審査請求人より、反論書及び証拠物件を受理
	審査請求人より、口頭意見陳述申立書及び質問趣意書を受理
平成31年 3月 8日 (審査会 2回目)	争点整理 質問趣意書の取扱いについての審議
平成31年 3月19日	審査請求人より、質問趣意書(再提出)を受理される。
令和元年 5月30日 (審査会 3回目)	経過説明 質問趣意書の取扱いについての審議
令和元年 7月19日 (審査会 4回目)	審査請求人による口頭意見陳述の実施及び実施機関からの意見聴取並びに答申案の検討
令和元年 10月24日 (審査会 5回目)	答申案の検討

第5 審査会の判断

1 本件対象文書の存否について

「本件対象文書」は、別紙に掲げる5文書である。

当審査会が実施機関に確認したところ、研修会は上尾市小学校長会及び中学校長会が主催するもので、管理職(校長、教頭)候補者選考の受考を希望する者を対象にしたものであることが分かった。

研修会が行われたのは土曜日で職員は、職務外で自発的に参加したとのことであった。

一方、教育長については、主催者から挨拶を依頼され職務として出席したとのことであった。

これまでの審議経過において、審査請求人は証拠物として、情報公開で入手した以下の文書を根拠に本件対象文書が「不存在」という実施機関の「公開できない理由」は、極めて不自然であると主張する。

【車両運転日報(平成30年4月14日)】

教育長は公務として公用車を使用し、研修会の会場に出向いたことが明らかになっている。

【開催文書】

宛先が教育長であり、記載内容に「学校教育部の指導」並びに「上尾市

小・中学校長会」の協力のもとに研修会を実施するとの文言があることから研修会は、教育長が公務として出席したものであり、指導者が誰であるかという記録がないのは不自然である。

【上尾市中学校長会研究協議会の次第】

中学校長会が主催する「上尾市中学校長会研究協議会」の次第が公開されているにもかかわらず、本件対象文書が非公開とされているのは整合性が取れていない。

一方、実施機関は、本件対象文書が存在しないことは事実であり、本件処分をしたとし、開催文書については、上尾市小・中学校長会から実施機関に送られたもので保存していたため、公開したと主張する。

公開した開催文書は、上尾市学校管理運営研修会会長から上尾市教育委員会教育長宛に送られたもので「御来臨の栄を賜りますよう」「御挨拶を賜りたく存じます」との文言が記載されている。このことから教育長が公務として出向き、実施機関が開催文書を取得・保有したことは自然である。

一方、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3については、審査会が教育委員会学務課を通じて教育長に確認したところ、「教育長は参加者と異なり、挨拶をするために出席したため、受け取っていない」とのことである。

また、指導者として研修会に参加した職員に、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3の存否について確認したところ、「研修会は実施機関主催の会合ではなく、研修会での指導についても職務外のものとして私的に休日を利用して行ったものである。本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3は配布されたが、職務上取得したものではなく、実施機関で組織的に用いるものとして保有しているものでもない。」とのことであった。

このことから、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3については、教育長は取得せず、参加した職員及び指導を行った職員は、職務外で取得又は作成し、私的に保有しているものであるため、行政文書に該当しない（上尾市情報公開条例第2条第2号）。よって、行政文書として不存在であるという実施機関の主張は妥当である。

また、本件対象文書4及び本件対象文書5については、そもそも研修会は実施機関が開催したものではないため、実施機関が保有していないことは不自然ではない。

以上、本件処分は妥当である。

第6 付言

研修会の開催文書には「学校教育部の指導」という文言の記載があるにもかかわらず、学校教育部が指導を行っていないということは、審査請求人に誤解を与えた要因でもある。実施機関は、主催者である「上尾市学校管理運営研修会」に対し適切な文書表現に改めるよう対処すべきである。

上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員

高松 佳子（会長）

山崎 正

渡辺 英人

別紙

- 本件対象文書 1 平成 30 年 4 月 14 日に実施された「平成 30 年度上尾市学校管理運営研修会」で配布された文書
- 本件対象文書 2 指導者として出向いた上尾市教育委員会の職員の職名・氏名が判別できる文書
- 本件対象文書 3 指導者として出向いた上尾市小・中学校長会学校管理運営研修会担当校長の氏名が判別できる文書
- 本件対象文書 4 平成 30 年 4 月 14 日に実施された「平成 30 年度上尾市学校管理運営研修会」の記録
- 本件対象文書 5 「平成 30 年度上尾市学校管理運営研修会」の文書自体がどのように配布されているのか判別できる文書。また、当該文書そのものはどこ（の学校）でプリントアウトされて、どのような費用から捻出されているのか判別できる文書
- 本件処分 1 本件対象文書 1 につき、上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、「実施機関」が行った処分
- 本件処分 2 本件対象文書 2 につき、上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、「実施機関」が行った処分
- 本件処分 3 本件対象文書 3 につき、上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、「実施機関」が行った処分
- 本件処分 4 本件対象文書 4 につき、上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、「実施機関」が行った処分
- 本件処分 5 本件対象文書 3 につき、上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、「実施機関」が行った処分